

令和6年会津若松市議会定例会 令和7年6月定例会議提出案件

提出案件 24件	議案 17件	予算案件 3件 条例案件 8件 単行案件 6件	報告案件 7件
----------	--------	-------------------------------	---------

I 予算案件

- 1 令和7年度会津若松市一般会計補正予算（第3号）
- 2 令和7年度会津若松市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 3 令和7年度会津若松市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

II 条例案件

- 1 会津若松市税条例の一部を改正する条例
- 2 会津若松市地域経済牽引事業の促進のための市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 3 会津若松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 会津若松市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会津若松市印鑑条例の一部を改正する条例
- 6 会津若松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 7 会津若松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 8 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

III 単行案件

- 1 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 2 財産の取得について
- 3 財産の取得について
- 4 財産の取得について
- 5 訴えの提起について
- 6 城前団地更新住宅第5棟新築工事請負契約の一部変更について

IV 報告案件

- 1 令和6年度会津若松市一般会計継続費繰越計算書について
- 2 令和6年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 3 令和6年度会津若松市水道事業会計予算繰越計算書について
- 4 令和6年度会津若松市下水道事業会計予算繰越計算書について
- 5 令和6年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計事故繰越し繰越計算書について
- 6 令和6年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 7 令和6年度会津若松市工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

II 条例案件

1 会津若松市税条例の一部を改正する条例

この案件は、地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

I 個人市民税関係

(1) 改正内容

- ア 特定親族特別控除の創設に伴い、必要な条文の整備を行うこととする。（第34条の2、第36条の2第1項の改正）
- イ 個人住民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項に特定親族の氏名を追加する。（第36条の3の2第1項、第36条の3の3第1項の改正）

(2) 施行期日等

- ア 令和8年1月1日から施行する。
- イ 必要な経過措置を定める。

[参考]

○ 特定親族特別控除

所得割の納税義務者が、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者等を除き、前年の合計所得額が123万円以下であるもの）で、控除対象扶養親族（特定扶養控除）に該当しないものを有する場合に、その納税義務者の前年の総所得金額等から当該親族等の前年の合計所得金額に応じた額を控除するもの

II 固定資産税関係

(1) 改正内容

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置に関し、マンション管理組合の管理者等が必要書類の提出を行っており、かつ、減額事由に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から申告書の提出を受けずに固定資産税の減額措置を行うことができることとする。（附則第10条の3の改正）

(2) 施行期日等

- ア 公布の日から施行する。
- イ 必要な経過措置を定める。

Ⅲ 軽自動車税（種別割）関係

(1) 改正内容

- ア 原動機付自転車のうち、二輪のもので総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kw以下のものに係る種別割の税額を年額2,000円とする。（第82条の改正）
- イ 上記アの原動機付自転車の種別割の減免を受ける場合は、減免申請書に原動機の総排気量及び最高出力を記載することとする。（第89条第2項の改正）
- ウ マイナ免許証の運用開始に伴い、身体障がい者等に係る種別割の減免を行う際の運転免許証の提示について、必要な条文の整理を行う。（第90条の改正）

(2) 施行期日等

- ア 公布の日から施行する。
- イ 必要な経過措置を定める。

Ⅳ 市たばこ税関係

(1) 改正内容

加熱式たばこの課税方式について、重量と価格により紙巻きたばこの本数に換算している方式を重量のみで換算する方式（一定の重量未満の加熱式たばこは、1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する方式）に見直すこととする。（附則第16条の2の2の改正）

(2) 施行期日等

- ア 令和8年4月1日から施行する。
- イ 必要な経過措置を定める。

Ⅴ その他

(1) 改正内容

- ア 納税通知書等の公示送達の方法について、市の掲示板への掲示のほか、インターネットを利用する方法、市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示する方法等により不特定多数の者が閲覧できる状態にする措置をとることにより行うこととする。（第18条及び第18条の3の改正）
- イ その他引用法令の改正に伴い、必要な条文の整理を行う。（第36条の2第9項、附則第10条の2第15項から第17項までの改正）

(2) 施行期日等

- ア 公布の日から施行する。ただし、(1)のアは地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- イ 必要な経過措置を定める。

(税務課)

2 会津若松市地域経済牽引事業の促進のための市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正の趣旨・理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく省令の一部改正に伴い、同法に規定する同意促進区域である会津地域基本計画の区域内において承認地域経済牽引事業を行う事業者に係る固定資産税の課税免除について、課税免除の対象となる施設の設置等に係る取得・設置期限を変更するための条例の改正

(2) 改正内容

課税免除の対象となる施設の取得・設置期限を令和10年3月31日までとする。

(3) 施行期日

公布の日から施行する。

[参考]

○ この条例による課税免除の概要

国の同意を得た「会津地域基本計画」に定める本市の促進区域内において、県の承認を得た地域経済牽引事業計画に従う事業として施設の整備等をした事業者に対し、当該事業の用に供する固定資産に係る課税を免除する。

① 免除対象固定資産

促進区域内に新設又は増設された総務省令で定める地域経済牽引事業のための施設に係る家屋、構築物及びこれらが占有する土地で合計取得金額が1億円（農林水産関係は5,000万円）以上のもの

② 課税免除の期間

最初に固定資産税が課税される年度分を初年度として3か年度分まで

(税務課)

3 会津若松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、職員の仕事と育児との両立の支援に必要な措置を講じるため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正の趣旨・理由

人事院規則の改正に準じ、職員の仕事と育児との両立を支援するため、職員又は職員の配偶者が妊娠又は出産した際に、必要な情報提供や勤務環境の整備等を行うための条例の改正

(2) 改正内容

ア 市長は、職員から職員又はその配偶者が妊娠や出産したこと等の申し出があったときは、仕事と育児との両立に資する制度又は措置（出生時両立支援制度等）について、情報提供や制度の利用に係る意向確認等を行うこととする。

イ 市長は、3歳に満たない子を養育する職員に対し、仕事と育児との両立に資する制度又は措置（育児期両立支援制度等）について、情報提供や制度の利用に係る意向確認等を行うこととする。

ウ 市長は、育児休業その他仕事と育児の両立に資する制度に係る研修を実施するとともに、相談体制や勤務環境の整備を行うこととする。

(3) 施行期日等

ア 令和7年10月1日から施行する。ただし、(3)のイは、公布の日から施行する。

イ 必要な経過措置を定める。

(人事課)

4 会津若松市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正の趣旨・理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、未就学児を養育する職員が取得することができる部分休業について、取得できる時間や取得する単位の見直しを行うための条例の改正

(2) 改正内容

ア 部分休業を取得できる時間について、1日につき2時間までの時間の範囲内（以下「第1号部分休業」という。）に加え、1年につき条例で定める時間までの範囲内（以下「第2号部分休業」という。）で職員が選択し、取得できることとする。

イ 第1号部分休業について、正規の勤務時間の始め又は終わり以外の時間帯における取得を認めることとする。

ウ 第2号部分休業について、取得できる単位や取得時間の上限等を定めることとする。

エ 法令の改正に伴い、必要な条文の整理を行うこととする。

(3) 施行期日等

ア 令和7年10月1日から施行する。ただし、(3)のイは、公布の日から施行する。

イ 必要な経過措置を定める。

(人事課)

5 会津若松市印鑑条例の一部を改正する条例

この案件は、印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載内容から男女の別の表記を除くため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正の趣旨・理由

多様な性のあり方への配慮の観点から、印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載内容から、男女の別の表記を除くための条例の改正

(2) 改正内容

印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載内容から、男女の別の表記を除くこととする。

(3) 施行期日

規則で定める日から施行する。

(市民課)

6 会津若松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正の趣旨・理由

市町村が児童福祉法に基づく省令で定める基準によって条例で定めることとされている基準（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）について、同省令の一部改正に準じた条例の改正

(2) 改正内容

ア 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）が保育内容支援及び代替保育の提供に関し、連携施設を確保しないことができる場合の要件を緩和することとする。

イ 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）が連携施設を確保しないことができる経過措置について、5年間延長（令和11年度末まで）する。

(3) 施行期日

公布の日から施行する。

[参考]

○ 家庭的保育事業者等に対し確保が求められる「連携施設」

家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。

（こども保育課）

7 会津若松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正の趣旨・理由

市町村が子ども・子育て支援法に基づく府令で定める基準によって条例で定めることとされている基準（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準）について、同府令の一部改正に準じた条例の改正

(2) 改正内容

ア 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者を除く。）が保育内容支援及び代替保育の提供に関し、連携施設を確保しないことができる場合の要件を緩和することとする。

イ 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）が連携施設を確保しないことができる経過措置について、5年間延長（令和11年度末まで）する。

ウ その他必要な条文の整理を行う。

(3) 施行期日

公布の日から施行する。

〔参考〕

○ 特定地域型保育事業者に対し確保が求められる「連携施設」

特定地域型保育事業者による保育が適正かつ確実に実施され、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。

（こども保育課）

8 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

この案件は、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正の趣旨・理由

国民健康保険税（基礎課税分及び後期高齢者支援金分）の課税限度額を引き上げるとともに、低所得者の負担軽減を図るため、国民健康保険税の法定軽減（応益割の5割軽減及び2割軽減）に係る所得判定基準額を引き上げることにより、被保険者間の担税能力に応じた負担を図るための条例の改正

(2) 改正内容

ア 国民健康保険税の課税限度額の改正

次表のとおり国民健康保険税の課税限度額を改正する。

区 分	現 行	改正後	比 較
基礎課税分（医療分）	65万円	66万円	+ 1 万円
後期高齢者支援金分	24万円	26万円	+ 2 万円
介護納付金分	17万円	17万円	—
合 計	106万円	109万円	+ 3 万円

イ 国民健康保険税の応益割の5割軽減及び2割軽減に係る所得判定基準額の改正

(ア) 5割軽減の拡大

軽減対象となる所得判定基準額を次のとおり引き上げる。

現 行 基準額 43 万円 + 29.5 万円 × 被保険者数

改正後 基準額 43 万円 + 30.5 万円 × 被保険者数

(イ) 2割軽減の拡大

軽減対象となる所得判定基準額を次のとおり引き上げる。

現 行 基準額 43 万円 + 54.5 万円 × 被保険者数

改正後 基準額 43 万円 + 56 万円 × 被保険者数

(3) 施行期日等

ア 公布の日から施行する。

イ 改正後の会津若松市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

(国保年金課)

Ⅲ 単行案件

1 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更について

この案件は、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の規定の整備を行うため、所要の措置を講じようとするものです。

(1) 変更内容

令和7年3月31日をもって南会津地方環境衛生組合が解散したことから、当該団体を福島県市町村総合事務組合から脱退させるとともに、構成する地方公共団体の数の減少に伴い、同組合同規約を変更する。

(2) 施行期日等

福島県知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合同規約の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(人事課)

2 財産の取得について

この案件は、避難所に設置するための災害時備蓄用パーティションを取得しようとするものです。

(1) 取得の理由

避難所における生活環境の向上を図ることを目的に、災害時備蓄用パーティションを取得しようとするものです。

(2) 取得内容

災害時備蓄用パーティション 852 張

(3) 取得金額

12,652,200 円

(4) 取得の方法

制限付一般競争入札

(5) 取得の相手方

会津若松市馬場本町4番58号
福島防災有限会社

(危機管理課)

3 財産の取得について

この案件は、避難所に設置するための災害時備蓄用折りたたみ簡易ベッドを取得しようとするものです。

(1) 取得の理由

避難所における生活環境の向上を図ることを目的に、災害時備蓄用折りたたみ簡易ベッドを取得しようとするものです。

(2) 取得内容

災害時備蓄用折りたたみ簡易ベッド 2,458 台

(3) 取得金額

11,558,745 円

(4) 取得の方法

制限付一般競争入札

(5) 取得の相手方

会津若松市馬場本町4番58号
福島防災有限会社

(危機管理課)

4 財産の取得について

この案件は、家庭系ごみの収集に関し、古布類の回収を行うための回収容器を取得しようとするものです。

(1) 取得の理由

家庭系ごみの分別収集に関し、新たに古布類の分類を設け、ステーション方式により収集するため、古布回収のための容器を取得しようとするものです。

(2) 取得内容

古布回収容器 1,800 個

(3) 取得金額

16,772,580 円

(4) 取得の方法

制限付一般競争入札

(5) 取得の相手方

会津若松市御旗町5番3号
株式会社ハタコーポレーション

(環境共生課)

5 訴えの提起について

この案件は、児童扶養手当等の支給に係る詐欺事件に関し、詐取額の未返済分を損害賠償金とし、市の元職員に対し支払を求めるため、訴えを提起しようとするものです。

(1) 当事者

ア 訴訟の原告

会津若松市東栄町3番46号

会津若松市

イ 訴訟の被告

会津若松市内

50代 男性

(2) 訴えの提起の趣旨

被告は、本市職員として勤務していた時期において、担当業務であった児童扶養手当等の支給に係る事務処理に際し、支給データの改ざん等を行うことにより公金の詐取を行った。

当該詐取の合計額に対し、未だ弁済されていない額を損害金とし、被告に対し、損害賠償金等の支払を求める訴えを提起するもの。

(3) 授権事項

市長は、訴えの提起、訴えの取下げ、裁判上の和解、請求の放棄、第一審の判決内容に応じた上訴等必要な行為を行うことができるものとする。

(4) 管轄裁判所

福島地方裁判所会津若松支部

(こども家庭課)

6 城前団地更新住宅第5棟新築工事請負契約の一部変更について

この案件は、さきに議決を経た城前団地更新住宅第5棟新築工事請負契約について、その一部を変更しようとするものです。

(1) 工事名

城前団地更新住宅第5棟新築工事

(2) 契約金額

変更前 477,419,800 円

変更後 488,496,800 円

変更増額 11,077,000 円

(3) 変更の理由

契約工期内において、労務費等に変動が生じたため、会津若松市工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）の規定により、契約金額を増額する。

(4) 契約の相手方

会津若松市追手町5番36号

会津土建株式会社

(建築住宅課)

IV 報告案件

1 令和6年度会津若松市一般会計継続費繰越計算書について

この案件は、さきに継続費として市議会の議決を経た庁舎建設等事業等について、継続費繰越計算書を調製したので報告するものです。

(財政課)

2 令和6年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た車両管理費等について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

(財政課)

3 令和6年度会津若松市水道事業会計予算繰越計算書について

この案件は、令和6年度会津若松市水道事業会計予算の繰越しについて、予算繰越計算書を調製したので報告するものです。

(財政課)

4 令和6年度会津若松市下水道事業会計予算繰越計算書について

この案件は、令和6年度会津若松市下水道事業会計予算の繰越しについて、予算繰越計算書を調製したので報告するものです。

(財政課)

5 令和6年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計事故繰越し繰越計算書について

この案件は、管理運営費について、事故繰越しの措置を講じたことに伴い、事故繰越し繰越計算書を調製したので報告するものです。

(財政課)

6 令和6年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た扇町土地区画整理促進事業について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

(財政課)

7 令和6年度会津若松市工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た工業団地整備事業について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

(財政課)